

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所 _____

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名 _____

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請求金額	金 円		
2 選挙名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙		
3 候補者の氏名			
4 請求金額の内訳			
使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和 年 月 日	円	35,860円	円
令和 年 月 日	円	35,860円	円
令和 年 月 日	円	35,860円	円
令和 年 月 日	円	35,860円	円
令和 年 月 日	円	35,860円	円
計			円

備考

- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 契約書の写し及び支払口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所 _____

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名 _____

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請求金額	金 円		
2 選挙名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙		
3 候補者の氏名			
4 請求金額の内訳			
使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和 年 月 日	円	15,800 円	円
令和 年 月 日	円	15,800 円	円
令和 年 月 日	円	15,800 円	円
令和 年 月 日	円	15,800 円	円
令和 年 月 日	円	15,800 円	円
計			円

備考

- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 契約書の写し及び支払口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 書

(燃 料 の 供 給)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所 _____

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名 _____

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請求金額	金 円		
2 選挙名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙		
3 候補者の氏名			
4 請求金額の内訳			
販売年月日	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和 年 月 日	円× 〇 = 円	/	/
令和 年 月 日	円× 〇 = 円		
令和 年 月 日	円× 〇 = 円		
令和 年 月 日	円× 〇 = 円		
令和 年 月 日	円× 〇 = 円		
令和 年 月 日	円× 〇 = 円		
計	円	37,800 円	円

備考

- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載し、1円未満の額は、切り捨ててください。
- 契約書、給油伝票の写し及び支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 書

(運 転 手 の 雇 用)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所 _____

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請 求 金 額	金 円		
2 選 挙 名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙		
3 候 補 者 の 氏 名			
4 請求金額の内訳			
雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
計			円

備考

- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 契約書の写し及び支払口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 書

(ピラ の 作 成)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所 _____

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名 _____

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請求金額	金 円							
2 選挙名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙							
3 候補者の氏名								
4 請求金額の内訳								
作成金額(ア)			基準限度額(イ)			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
			7.51	1,600	12,016			

備考

- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載し、1円未満の額は、切り捨ててください。
- 契約書の写し、作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)及び支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 書

(ポスターの作成)

令和 3 年 月 日

大崎上島町長 様

住 所

氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名

大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第10条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

1 請求金額	金 円							
2 選挙名	令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙							
3 候補者の氏名								
4 ポスター掲示場数	89箇所							
5 請求金額の内訳								
作成金額(ア)			基準限度額(イ)			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
			1,688	89	150,232		89	

備考

- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載し、1円未満の額は、切り捨ててください。
- 契約書の写し及び支払口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 金額には、消費税及び地方消費税額を含めた金額としてください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。